

令和8年2月5日
環境政策部
環境保全課

世田谷区たばこルールの改正（案）について

1 主旨

区は、平成30年（2018年）に「世田谷区たばこルール」及び世田谷区環境美化等に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、屋外の公共的空間での環境美化及び迷惑防止を促進することにより、区民の生活環境の向上を図っている。

条例では喫煙の定義を、「たばこに火をつけ、その煙を発生させること」とし、たばこの火及び煙による迷惑行為防止の観点から紙巻きたばこを規制対象、火をつけない加熱式たばこ（※1）は規制の対象外としてきた。

しかし近年、加熱式たばこが普及し、その煙（エアロゾル）による迷惑行為やポイ捨て行為が増えていることから、「喫煙する人としない人が相互に理解を深める」という世田谷区たばこルールの趣旨に沿って、「世田谷区たばこルール」の対象に加熱式たばこを含めるとともに、条例における「たばこ」「喫煙」の定義を見直し、たばこマナーが向上するまちづくりを一層推進する必要がある。

この度、世田谷区たばこルールの改正（案）を取りまとめたので報告する。

※1 加熱式たばこ：たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を、燃焼させず専用機器を用いて電気で加熱することで煙（エアロゾル）を発生させるもの。

2 これまでの経過

令和7年6月～8月

- ・世田谷区たばこルール検討会（庁内の関係部課長による検討会、3回開催）
「世田谷区たばこルールの検証と今後の取り組みについて」

令和7年9月

- ・環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会
「世田谷区たばこルールの見直し検討について」
- ・世田谷区環境審議会諮詢
「世田谷区たばこルールの改正にあたっての考え方について」

令和7年11月

- ・環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会
「世田谷区たばこルールの改正（素案）及び世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正（素案）について」

令和7年11月～12月

- ・世田谷区たばこルールの改正（素案）に対する区民意見募集

3 世田谷区たばこルールの改正（素案）に対する区民意見と区の考え方

令和7年1月15日～12月8日を期間として、世田谷区たばこルールの改正（素案）に対する意見募集を実施し、51人の方から114件の意見をいただいた。

意見の概要と区の考え方は、別紙1「世田谷区たばこルールの改正（素案）への区民意見と区の考え方」のとおり。区民意見募集資料は、別紙2及び別紙3のとおり。

4 世田谷区たばこルールの改正（素案）からの主な変更点

（1）現行ルール部分

- ・理念の追加
- ・表現の簡潔化（「区民等」の主語の省略や「公開空地」の言い換え等）

（2）追加ルール部分

	改正（案）	改正（素案）
ポイ捨て	道路、公園、 <u>他人の土地などに、吸い殻や空き缶などをポイ捨てしてはならないものとします。</u>	<u>区民等は、みだりに道路、公園、公共の場所等に吸い殻等（空き缶などごみ類を含む）を捨ててはならないものとします。</u>
加熱式たばこ	変更なし	※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。

5 世田谷区たばこルールの改正（案）（「新旧対照表」は別紙4参照）

世田谷区たばこルール

たばこを吸う人と吸わない人がお互いに理解しあい、区民、事業者、行政が協力してたばこマナーが向上するまちづくりを進めるため、「世田谷区たばこルール」を定めます。（新規追加）

- 1 道路、公園では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。
- 2 道路、公園、他人の土地などに、吸い殻や空き缶などをポイ捨てしてはならないものとします。（新規追加）
- 3 家の外、店の前などの屋外では、公共の場所にいる人にたばこの煙で迷惑をかけないよう配慮するものとします。
- 4 屋外のみんなに開放された場所では、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙はしないよう努めるものとします。
- 5 事業者は、店舗、事務所などの敷地では、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力に努めるものとします。
- 6 区は、指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。
※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。（新規追加）

6 世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正内容（参考）

（1）たばこの定義（追加）

第2条第4号	たばこ	健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。
--------	-----	--

（2）喫煙の定義（見直し）

第2条第8号	喫煙	たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
--------	----	---

7 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月 世田谷区たばこルール改正及び条例改正

改正周知（3か月程度）

7月 改正世田谷区たばこルール及び条例施行

世田谷区たばこルールの改正（素案）への区民意見と区の考え方

1 意見募集期間

令和7年11月15日（土）から12月8日（月）まで

2 意見数

114件（51人・・・ホームページ46人、郵送3人、FAX1人、その他1人）

【内訳】

項目	意見件数
改正内容に関する意見	47件
喫煙マナーに関する意見	15件
普及啓発に関する意見	19件
喫煙場所に関する意見	15件
ルールの適用範囲に関する意見	8件
喫煙全体に関する意見	5件
その他の意見	5件

3 主な意見の概要及び区の考え方

① 改正内容に関する意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	ルールに賛成（15件）	ルールを改正、徹底することにより、喫煙する人としない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現に向けて取り組みを進めていきます。なお、電子たばこについては、たばこ葉を使用しておらず、健康増進法の「たばこ」に該当しないため、ルールの対象としていません。
2	条例、たばこルールの効果がある（1件）	
3	加熱式たばこを対象にすべきでない（1件）	
4	電子たばこも対象にすべき（3件）	
5	ルールを見直すべき（2件）	
6	罰則規定が必要（22件）	区民協働による地域のたばこマナー向上を目的に意識啓発や巡回指導等を継続的に実施してきた結果、路上喫煙率や吸い殻のポイ捨て数は着実に減少しています。そのため、新たに罰則を設けることは考えていませんが、今後も区民の皆さんとともに安心して暮らせる環境づくりを推進してまいります。
7	罰則を設けても効果がない（1件）	
8	ルールの厳格化をしてほしい（2件）	

② 噫煙マナーに関する意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	喫煙者のマナーが悪い（13件）	環境美化指導員による指導に加え、広報紙、SNS、路面標示シート、電柱巻看板など様々な媒体を使って周知の徹底を図ってまいります。
2	事業者の配慮が必要（1件）	
3	違反者への注意喚起の仕方（1件）	

③ 普及啓発に関する意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	外国人への周知徹底をしてほしい（3件）	周知チラシ、路面標示シート、電柱巻看板等の多言語対応を検討していきます。
2	道路、電柱への標示の充実をしてほしい（6件）	ルール改正のタイミングで、標示物をより充実させていきます。
3	分かりやすい周知をしてほしい（2件）	環境美化指導員による指導に加え、広報紙、SNS、路面標示シート、電柱巻看板など様々な媒体を使って周知の徹底を図ってまいります。
4	周知が不足している（8件）	環境美化指導員による指導に加え、広報紙、SNS、路面標示シート、電柱巻看板など様々な媒体を使って周知の徹底を図ってまいります。

④ 噫煙場所に関する意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	喫煙場所の周知をしてほしい（1件）	喫煙可能な場所のマップを作り、周知していきます。
2	閉鎖型喫煙場所の設置をしてほしい（3件）	建築等の制約があり、閉鎖型喫煙場所の設置ができない場所もありますが、今後の整備の際は、閉鎖型喫煙場所を優先的に整備していきます。
3	区立公園を完全禁煙にしてほしい（1件）	公園内でも指定喫煙場所であれば喫煙可としています。喫煙する人としない人の相互理解によるたばこマナー向上に努めます。
4	喫煙場所を整備してほしい（8件）	「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等における駅周辺の道路、公園等の公有地を中心に整備するとともに、民間事業者向けの補助制度なども活用し、指定喫煙場所の整備を進めます。
5	喫煙場所を撤去してほしい（1件）	喫煙場所の撤去については、路上喫煙や吸い殻のポイ捨ての増加が懸念されることから、現状では難しい面もあります。しかし、喫煙場所の形態等については、

		喫煙をされない方への影響等を十分に考慮しながら改修等の検討をしていきます。
6	紙巻たばこの喫煙場所が充分に確保されていない現状で、加熱式たばこ専用喫煙場所の整備は慎重に検討してほしい（1件）	加熱式たばこ専用喫煙場所の設置に関しては、建物の利用制限上、火を使用できない場所等にも設置できるメリットがあります。なお、喫煙場所の整備については、紙巻たばこ、加熱式たばこのバランスを考慮して整備していきます。

⑤ ルールの適用範囲に関する意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	私有地も禁煙にしてほしい（8件）	民有地内での喫煙に関し、区の介入が難しい事案もありますが、すでにルールの内容に「公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮すること」と明記しています。近隣の方へ配慮するよう周知していきます。

⑥ 喫煙全体に関する意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	たばこの販売形式を変えた方が良い（1件）	ご意見を参考にさせていただきます。
2	たばこの購入者は10円多く支払い、指定の場所で処分したら戻ってくるなどしてはどうか（1件）	
3	たばこを販売禁止にしてほしい（1件）	
4	たばこを製造、販売する責任をとらせる（2件）	

⑦ その他の意見

番号	主な意見の概要	区の考え方
1	取り締まるために税金を使うのは無駄である（1件）	ご意見を参考にさせていただきます。
2	たばこを捨てられるごみ箱を設置し、ポイントカードを導入してはどうか（1件）	
3	ごみの写真展を行い、区民にごみの多さを知ってもらい、意識付け	

	を行う。(1件)
4	ポイ捨て、犬の糞、迷惑駐車などを通報するアプリがあれば便利ではないか(1件)
5	喫煙者がいなければ路上喫煙は発生せず、路上喫煙が発生しなければポイ捨ては発生しないので喫煙者を減らす工夫を(1件)

世田谷区たばこルールの改正（素案）

- ・世田谷区たばこルール改正の主旨
- ・世田谷区たばこルールの内容（現行ルール）
- ・加熱式たばことは
- ・加熱式たばこの現状
- ・ポイ捨ての現状
- ・世田谷区たばこルールにおける区の取組み
- ・世田谷区たばこルールの効果検証
- ・世田谷区たばこルール改正にあたっての考え方
- ・**世田谷区たばこルールの改正（素案）**
- ・今後の取組み

世田谷区たばこルール改正の主旨

区は、平成30年（2018年）に「世田谷区たばこルール」及び世田谷区環境美化等に関する条例（以下「条例」と言います。）を制定し、屋外の公共的空間での環境美化及び迷惑防止を促進することにより、区民の生活環境の向上を図っています。

条例では喫煙の定義を、「たばこに火をつけ、その煙を発生させること」とし、たばこの火及び煙による迷惑行為防止の観点から紙巻たばこを規制対象、火をつけない加熱式たばこは規制の対象外としてきました。

しかし近年、加熱式たばこが普及し、その煙（エアロゾル）による迷惑行為やポイ捨て行為が増えていることから、「喫煙する人としない人が相互に理解を深める」という世田谷区たばこルールの趣旨に沿って、「世田谷区たばこルール」の対象に加熱式たばこを含めるとともに、条例における「たばこ」「喫煙」の定義を見直し、たばこマナーが向上するまちづくりを一層推進していきます。

世田谷区たばこルールの内容（現行ルール）



【学校等での喫煙】校庭や園庭など主として子どもの利用が前提の施設は禁止

- (1) 区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。
- (2) 区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。
- (3) 区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地(日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。)においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとします。
- (4) 事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力に努めるものとします。
- (5) 区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

加熱式たばことは

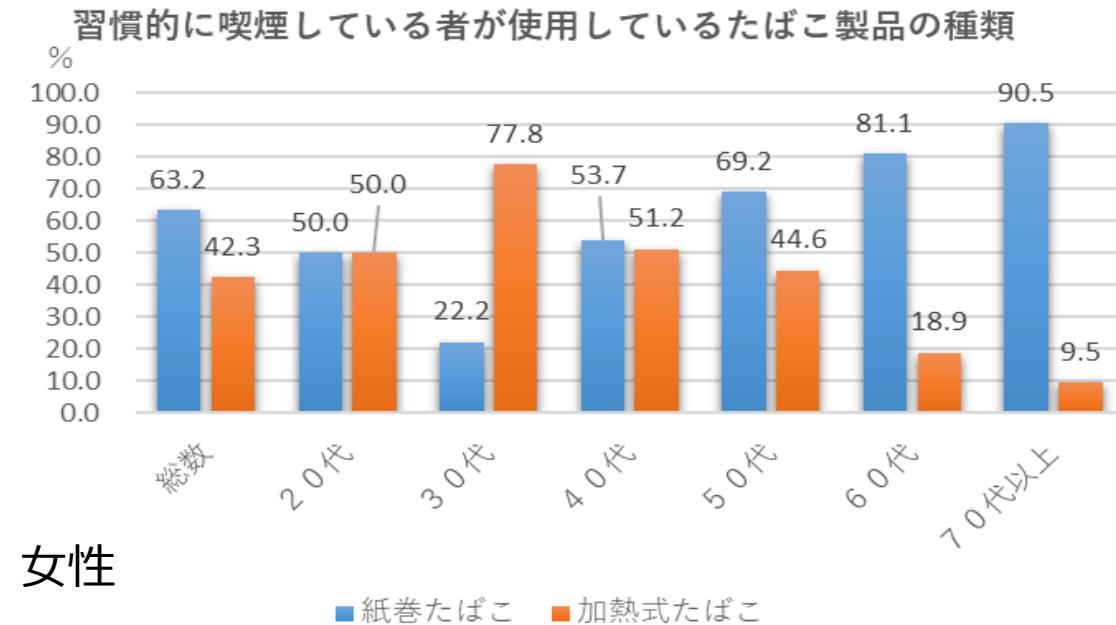
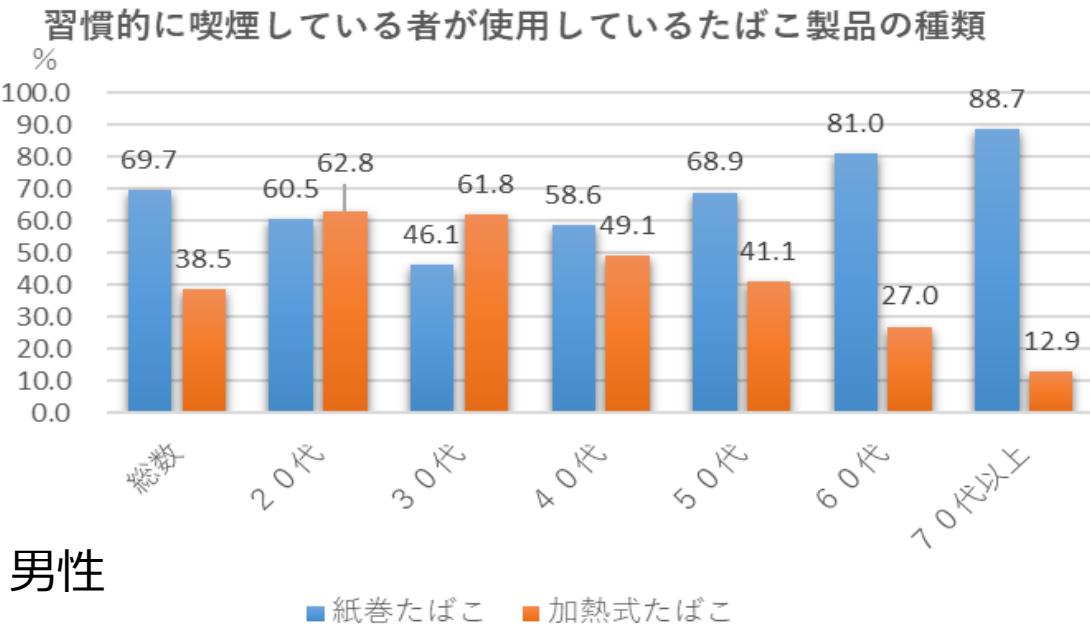
健康増進法第28条第1号において、「たばこ」とは、たばこ事業法第2条第3号の製造たばこのうち喫煙用たばこ（下図参照）及び同法第38第2項の製造たばこ代用品と定義されています。



加熱式たばこは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず専用機器を用いて電気で加熱し煙（エアロゾル）を発生させるもので、健康増進法の「たばこ」に該当します。主な例としては、IQOS（アイコス）、Ploom（プルーム）、glo（グロー）等の製品があります。

※たばこ葉を使用していない電子たばこについては健康増進法の「たばこ」に該当しません。

加熱式たばこの現状



- ・令和5年「国民健康・栄養調査（厚生労働省）」では、加熱式たばこの使用者が男女ともに**4割**近くとなっており、特に20代、30代では6割くらいの方が使用しています。
- ・また、令和7年6月に世田谷区が実施した「ポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査」では、ポイ捨てされた吸い殻に占める加熱式たばこの割合は29.1%と**3割**近くになっています。
- ・23区中、既に**20区**が加熱式たばこを路上喫煙等の規制対象としています。（令和7年7月現在）
- ・令和2年（2020年）に改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例が全面施行され屋内は原則禁煙となり加熱式たばこも規制対象ですが、受動喫煙による健康影響が明らかになっていないことから、経過措置として事業所や飲食店において加熱式たばこ専用喫煙室内であれば、喫煙しながらの飲食を可とするなど、紙巻きたばこと規制内容が異なっています。ただし、たばこの煙にさらされることについては安全なレベルというものがなく、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないと考えられています。

ポイ捨ての現状

ポイ捨てに関しては、特に下北沢、三軒茶屋等の繁華街において町会、商店街組織等による継続的な清掃活動により路上に放置されるごみが回収されていることも大きく、減少傾向にはあるものの、他のごみのポイ捨てと併せ、根本的な解決にはまだ遠い状況です。



ポイ捨てされた**加熱式たばこ**の吸い殻と空き缶



世田谷区たばこルールにおける区の取組み

(指定喫煙場所の整備)

「世田谷区指定喫煙場所整備指針」により指定喫煙場所の整備を進めている（現在区内43箇所）。令和7年度より、民間設置喫煙場所への補助金を大幅拡充し、民間による整備の加速を図っています。



〈三軒茶屋指定喫煙所〉



〈下北沢トレイラー1号・2号指定喫煙場所〉



〈世田谷公園指定喫煙場所〉



〈喜多見駅北口指定喫煙場所〉

(環境美化指導員による巡回指導・定点指導)

都心区のように主として区外者を対象とするものではなく、区民を対象とする対策のため、罰則による規制ではなく、意識啓発によるマナー向上による良好な環境づくりを目指し、「世田谷区たばこルール」の周知、指定喫煙場所の整備、環境美化指導員による啓発及び指導を行っています。（令和6年度の指導件数：4,433件）

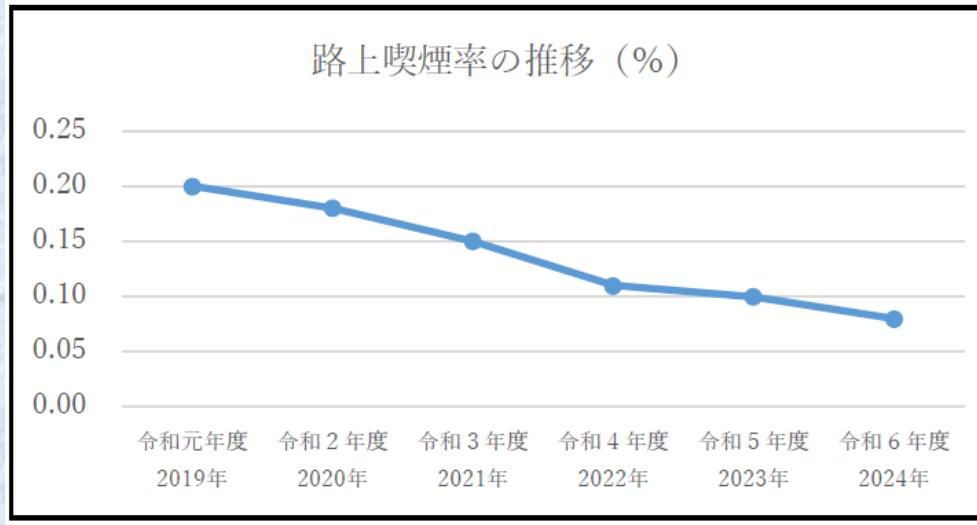


〈環境美化指導員による巡回指導〉



世田谷区たばこルールの効果検証

路上喫煙率の推移 (%)

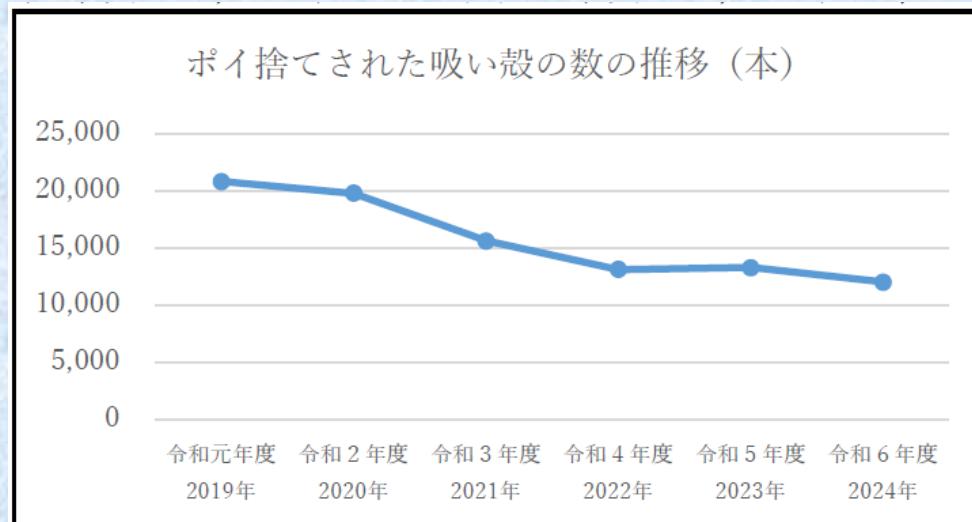


- ・ 路上喫煙率（世田谷区路上喫煙調査）

- ・ 区内路上喫煙率は、条例制定以降継続して減少している。
令和元年度 : 0.20% → 令和6年度 : 0.08% (60%減)

- ・ 区内14駅周辺で、年4回、午前7時～8時、正午～午後1時、午後7時～8時の間に通過する人数と喫煙者を定点で計測し、通過者に占める喫煙者の割合を算出している。

ポイ捨てされた吸い殻の数の推移 (本)



- ・ 吸い殻のポイ捨て（ポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査（世田谷区実施））

- ・ 吸い殻のポイ捨て数も継続的に減少している。
令和元年度 : 20,806本 → 令和6年度 : 12,048本 8,758本減少 (42.1%減)

- ・ 区内14駅周辺で、年4回、各4時間調査実施

世田谷区たばこルール改正にあたっての考え方

-
- ① 区内の路上喫煙率は毎年度低下しており、指定喫煙場所の整備や、環境美化指導員による啓発、指導による効果が出ている。
-
- ② 一方で喫煙者に占める加熱式たばこの使用者は増加傾向にあり、加熱式たばこのポイ捨てなど、利用者の増加とともにその影響も徐々に大きくなっている。
-
- ③ 国の研究や調査結果で加熱式たばこの受動喫煙による健康への影響は明確なエビデンスが示されていないが、加熱式たばこのエアロゾルによる臭いや有害物質等による迷惑行為（受動喫煙による健康影響のおそれも含む）が、加熱式たばこ喫煙者の増加とともに、相対的に大きくなっている。
-
- ④ 現時点では、加熱式たばこも指定喫煙場所で喫煙する者がほとんどであり、「世田谷区たばこルール」が紙巻たばこ同様に守られている。しかしながら、**今後さらに加熱式たばこ使用者が増えていくと見込まれる中**で、条例における「たばこ」「喫煙」の定義を拡大し、明確な根拠を元に、加熱式たばこ使用者も含めて「世田谷区たばこルール」の徹底を図ることが望ましいと考える。
-
- ⑤ 併せて、地域の努力により大きくは顕在化していない吸い殻、ごみのポイ捨ての防止を図るため、「世田谷区たばこルール」に「ポイ捨て禁止」の項目を追加する。

世田谷区たばこルールの改正（素案）

17

世田谷区たばこルールに「加熱式たばこ」と
「ポイ捨て禁止」を追加します

世田谷区たばこルール改正（素案）

- (1) 区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。
- (2) 区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。
- (3) 区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地(日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。)においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとします。
- (4) 事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るために、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力に努めるものとします。
- (5) 区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

(6) 区民等は、みだりに道路、公園、公共の場所等に吸い殻等（空き缶などのごみ類を含む）を捨ててはならないものとします。

※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。

現行ルール



追加のルール



①ポイ捨て



令和8年
7月から
適用予定



②加熱式たばこ

「世田谷区たばこルール」の改正内容を「世田谷区環境美化等に関する条例」に定めます。

（※ポイ捨て禁止は既に条例に規定されています。）

第2条第4号	たばこ	健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。	新規
第2条第8号	喫煙	たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。	改正

今後の取組み

ルールの周知活動

区のおしらせ、広報板、X等での周知	<ul style="list-style-type: none"> ・区のおしらせやX等により改正内容を事前告知し、施行後も定期的に掲載する。 ・改正ルールの周知用チラシを新規作成し、広報板への掲示や公共施設等に配架する。
巡回指導・啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導件数やポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査結果を公表するなど、巡回指導員の認知度を向上させ、路上喫煙の抑制に繋げる。 ・路上喫煙等の状況を踏まえ、重点巡回地域を拡大する。 ・巡回指導員が周知用チラシやティッシュ等を配布し啓発する。
路面標示シート、電柱看板等での啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・改正ルールの看板、路面標示シート等を新規作成し掲示する。 ・電力会社の地上機器ラッピング等を活用した啓発を検討する。
商店街や商店街連合会への周知依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や商店街連合会、店舗や来客者に対する理解促進のため、周知用チラシの掲示や配布を依頼する。
せたがやPayの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがやPay利用者に向けてポップアップ画面等で新着情報として改正ルールを情報提供することを検討する。
保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援リーフレット改訂時に改正ルールの情報を掲載し、たばこルールの周知と合わせ禁煙支援の啓発を行う。

指定喫煙場所の整備

民間事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所と連携した指定喫煙場所の整備を推進する。
指定喫煙場所設置費等補助金の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けの補助制度のチラシを作成し、たばこ関連事業者に依頼し配布する。
喫煙場所マップの工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB上に喫煙所マップを作成し、2次元コードで案内する。
加熱式たばこ専用喫煙場所整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と連携した加熱式たばこ専用喫煙場所整備を検討する。 ・公共施設にある指定喫煙場所の一部を、加熱式たばこ専用喫煙場所へ変更することを検討する。

「世田谷区たばこルール」の改正（素案）への
ご意見をお待ちしています。

なお、「世田谷区環境美化等に関する条例」の
全文については、[こちら](#)をご覧ください。

○世田谷区環境美化等に関する条例

平成9年10月3日条例第49号

改正

平成11年10月1日条例第39号
 平成12年3月13日条例第34号
 平成16年3月12日条例第11号
 平成30年3月6日条例第24号

世田谷区環境美化等に関する条例

題名改正〔平成30年条例24号〕

(目的)

第1条 この条例は、まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止（以下「環境美化等」という。）について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに喫煙による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

一部改正〔平成30年条例24号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。
- (4) 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、灰皿にたばこの吸い殻を入れる場所として区長が設置し、又は指定する場所をいう。
- (5) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (6) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (7) 喫煙 たばこに火をつけ、その煙を発生させることをいう。
- (8) 喫煙による迷惑行為 喫煙することによりそのたばこの煙を他人に吸わせる行為又は喫煙に伴い、故意若しくは過失によりたばこの火を他人の身体若しくは所持するものに接触させる行為をいう。
- (9) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に継続して餌を与える行為をいう。
- (10) 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害（複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。）を生じさせる行為をいう。
 - ア 鳴き声その他の音
 - イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気
 - ウ 羽毛の飛散
 - エ 攻撃、威嚇及び破壊行為
- (11) 空き地 現に人の使用していない土地をいう。
- (12) 危険な状態 雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。

一部改正〔平成30年条例24号〕

(区の責務)

第3条 区は、区民等、事業者等と一体となってまちの環境美化等に関する施策を行わなければならぬ。

2 区は、区民等、事業者等がまちの環境美化等について理解を深め、まちの環境美化等に係る行動を自主的に採ることができるよう、意識の啓発をしなければならない。

一部改正〔平成30年条例24号〕

(区民等の責務)

第4条 区民等は、次に定める行動その他のまちの環境美化を推進するための行動を自主的に採るよう努めなければならない。

(1) 屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等は、持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納する。

(2) 自己の所有し、又は管理する犬（以下「飼い犬」という。）を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。

2 区民は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他のまちの環境美化等について連帶して意識の醸成を図るよう努めるとともに、清掃活動に努めなければならない。

3 区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。

4 区民等は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例24号〕

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等（立看板、はり紙その他これらに類するものをいう。）の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、事業者の所有し、又は占有する敷地（指定喫煙場所を除く。）内において、灰皿の撤去又は移設その他の環境の整備に努めなければならない。

3 空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「販売事業者等」という。）は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。

4 事業者は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例24号〕

(空き地の所有者等の責務)

第6条 空き地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地の環境美化の推進に努めなければならない。

2 空き地の所有者等は、当該空き地を危険な状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条の2 何人も、屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為を行わないよう配慮しなければならない。

2 何人も、屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）において、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例24号〕

(指定喫煙場所の設置等)

第6条の3 区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、区長以外の者により設置された喫煙場所について、当該喫煙場所が前項の措置と同様の措置が講じられていると認める場合は、当該喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。

追加〔平成30年条例24号〕、一部改正〔平成30年条例24号〕

(禁止行為)

第7条 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。

2 何人も、道路及び公園（指定喫煙場所を除く。）においては、喫煙をしてはならない。

3 何人も、落書き（公共の場所等に設置される工作物等をみだりに塗料、墨等により汚損することをいう。）をしてはならない。

一部改正〔平成16年条例11号・30年24号〕

(環境美化推進地区)

第8条 区は、まちの環境美化の推進に関する施策を重点的に実施する必要があり、かつ、区民等及び事業者がまちの環境美化を推進するための活動に積極的に取り組んでいると認める地区を、環境美化推進地区（以下「推進地区」という。）として定めるものとする。

2 推進地区は、別に条例で定めるものとする。

(環境美化推進地区協力員)

第9条 区長は、まちの環境美化を推進するため、それぞれの推進地区について、その推進地区内の住民その他の区民等のうちから適當と認める者を環境美化推進地区協力員（以下「推進地区協力員」という。）として選定することができる。

2 推進地区協力員は、それぞれの推進地区内において、区と協力し、率先して啓発活動その他のまちの環境美化を推進するための活動を実施するものとする。

一部改正〔平成12年条例34号〕

(自主的な活動への支援)

第10条 区長は、啓発活動、清掃活動その他のまちの環境美化を推進するための自主的な活動を行う区民等又は事業者に対し、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第11条 区長は、まちの環境美化の推進に貢献したと認める者に対し、表彰を行うことができる。

(指導及び勧告)

第12条 区長は、販売事業者等が空き缶等の散乱を防止するための消費者への意識啓発及び回収容器の設置をしていない場合において必要があると認めるときは、当該販売事業者等に対し、当該措置を講ずるよう指導し、及び期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

2 区長は、空き地が危険な状態にあると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導し、及び期限を定めて、雑草を除去するよう勧告することができる。

(公表)

第13条 区長は、前条第1項の規定により回収容器の設置に係る勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(措置命令)

第14条 区長は、第12条第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、雑草を除去することを命ずることができる。

(代執行)

第15条 区長は、前条の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら当該空き地の雑草を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。

(立入調査等)

第16条 区長は、第12条の規定による指導若しくは勧告、第14条の規定による措置命令又は前条の規定による代執行を行うため必要があると認めるときは、職員をして事業所又は空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(雑草の除去の委託)

第17条 空き地の所有者等は、自ら雑草を除去することができないときは、区長にこれを委託することができる。

(罰則)

第18条 推進地区内において、第7条第1項の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

第19条 この条例は、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、区民の生活環境の向上を図るために適用されるべきものであって、これを拡張して解釈してはならない。

一部改正〔平成30年条例24号〕

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は第8条第2項に規定する推進地区を定める条例（以下「推進地区条例」という。）の施行の日から、第18条の規定は推進地区条例の施行の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（あき地の管理の適正化に関する条例の廃止）

- 2 あき地の管理の適正化に関する条例（昭和45年10月世田谷区条例第40号）は、廃止する。
（罰則の適用）

- 3 推進地区条例の施行の日後に新たに定められたそれぞれの推進地区内においては、第18条の規定は、当該推進地区的指定に係る推進地区条例を改正する条例の規定の施行の日から起算して6月を経過した日以後にした第7条第1項の規定に違反する行為について適用する。

追加〔平成11年条例39号〕

附 則（平成11年10月1日条例第39号）

この条例は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月13日条例第34号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日条例第11号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

（世田谷区環境美化推進地区的指定に関する条例の一部改正）

- 2 世田谷区環境美化推進地区的指定に関する条例（平成11年3月世田谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

世田谷区たばこルール新旧対照表

改正案	現行
世田谷区たばこルール	世田谷区たばこルール
<p><u>たばこを吸う人と吸わない人がお互いに理解しあい、区民、事業者、行政が協力してたばこマナーが向上するまちづくりを進めるため、「世田谷区たばこルール」を定めます。</u></p>	<p>(新規追加)</p>
<p>1 道路、公園では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。</p>	<p>1 <u>区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。</u></p>
<p>2 <u>道路、公園、他人の土地などに、吸い殻や空き缶などをポイ捨てしてはならないものとします。</u></p>	<p>(新規追加)</p>
<p>3 <u>家の外、店の前などの屋外では、公共の場所にいる人にたばこの煙で迷惑をかけないよう配慮するものとします。</u></p>	<p>2 <u>区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。</u></p>
<p>4 <u>屋外のみんなに開放された場所では、歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙はしないよう努めるものとします。</u></p>	<p>3 <u>区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用ができる敷地をいう。）においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとします。</u></p>
<p>5 事業者は、<u>店舗、事務所などの敷地では、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力に努めるものとします。</u></p>	<p>4 事業者は、<u>公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力に努めるものとします。</u></p>
<p>6 区は、指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。</p>	<p>5 区は、<u>道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。</u></p>
<p><u>※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。</u></p>	<p>(新規追加)</p>